※5　設計業務とは、基本設計及び実施設計を含む設計業務とする。(協力業者としての実績も同様とする。)

※6　延べ面積は、新築の場合は1棟、増築の場合は増築部分1棟の面積とする。

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）をいう。(以下単に「休業」という。)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。)を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付する。「評価対象期間」は年単位に繰り上げるものとする。

②　参加表明書等の提出日において、管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者は、参加表明者及び企画提案書の提出者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものであること。

※直接かつ恒常的な雇用関係の確認方法として、下記のものを添付する。

・直接かつ恒常的な雇用関係とは、配置予定技術者が直接かつ恒常的な雇用関係があることが証明できる資料（雇用保険に加入している場合は雇用保険証の写し、あるいは、事業所名称の記載されている健康保険被保険者証の写し）の提出により証明ができる者をいう。なお、代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等は不可とする。但し、健康保険法の改正による、事業所名称の記載が省略された健康保険被保険者証の写しと雇用保険に加入している場合における旧雇用保険証（事業者の記載がない）写しの両方を同時提出する場合に限り、代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等を合わせた提出は可とする。

③　提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

6）手持ち業務量に関する要件

①　平成29年9月8日現在における配置予定管理技術者の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のものを含む。)は5件以下、主任担当技術者は3件以下であること。なお､手持ち業務とは管理技術者､担当技術者として従事している、契約金額が500万円以上の業務（設計その2業務(設計意図伝達業務)、耐震診断業務は除く。)をいう。ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び土木工事に係るものを除く。)において、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、手持ち業務の件数が3件以下である者でなければならない。

②　本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が①に示す件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の⑴から⑷までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

⑴　当該配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

⑵　当該配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者

⑶　平成24年度以降（過去5年間）の地方整備局等建築設計等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置予定管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成24年度以降（過去5年間）の同種又は類似業務における地方整備局等建築設計等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

⑷　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

7）企画提案書に関する要件　参加表明者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

①　実施方針

②　業務実施体制

③　特定テーマ　本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

③－1　来園者を迎えるゲート施設として、その持つべき役割と建物の形態に関する提案

③－2　環境負荷低減に配慮した大規模な木造展示空間の整備方法についての提案

3　企画提案書を特定するための評価基準

⑴　企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、説明書のとおりとし､「実施方針」「業務実施体制」及び「企画提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し評価する。

⑵　企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

4　ヒアリング

ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、応募要件を満たす者を対象に実施するものとする。

⑴　実施場所：中部地方整備局会議室

⑵　実施日時：別表④の日を予定する。

⑶　ヒアリングの日時は、協議の上決定する。

⑷　ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。

⑸　ヒアリングは配置予定管理技術者及び配置予定主任担当技術者（総合）に対して行うものとし、配置予定管理技術者及び配置予定主任担当技術者（総合)以外の出席は認めない。ただし、上記以外に必要が認められる場合に限り別途連絡する。

5　手続等

1）担当部局　〒460―8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号　国土交通省中部地方整備局総務部契約課　電話052―953―8138　ＦＡＸ052―953―8199

メールアドレス：cbr-keiyaku@mlit.go.jp

2）説明書の交付期間、場所及び方法

説明書の交付期間：別表②の日を予定する。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は入札情報サービス（ＰＰＩ）に掲載した業務説明書をダウンロードすることにより交付する。

入札情報サービスＵＲＬ：http://www.i-ppi.jp/ippi/SearchServices/web/Gyomu/Kokoku/Search.aspx

なお、企画提案書作成についての参考資料や見積りに必要な特記仕様書（案)、企画書（案)及び計画概要等は､「電子入札システム」により交付する。ただし、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、5　1）の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

3）参加表明書及び企画提案書の提出期間、場所及び方法

①　参加表明書の提出期間：別表③の日を予定する。

②　提出場所及び方法：参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5　1）まで持参又は郵送等で提出すること。

※企画提案書も参加表明書と同様とする。

6　その他

1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。

2）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店日本銀行名古屋支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

3）契約書の作成の要否　要

4）当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有り：（H32国営木曽三川公園水と緑の館設計その2業務)

5）関連情報を入手する為の照会窓口　5　1）に同じ。